

議案第 59 号

市川市職員退職手当支給条例等の一部改正について

市川市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 2 月 26 日提出

市川市長職務代理者

市川市副市長 佐藤 尚美

市川市条例第 号

市川市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例

(市川市職員退職手当支給条例の一部改正)

第 1 条 市川市職員退職手当支給条例(昭和 27 年条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

附則第 11 項中「100 分の 87」を「100 分の 83.7」に改める。

(市川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 市川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(昭和 48 年条例第 41 号)の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「100 分の 87」を「100 分の 83.7」に改める。

第 3 条 市川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(平成 18 年条例第 55 号)の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「100 分の 87」を「100 分の 83.7」に、「104 分の 87」を「104 分の 83.7」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

## 理 由

国家公務員退職手当法の改正を踏まえ、職員の退職手当の額を引き下げる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。